

第6回 国立市保育審議会

平成31年4月25日

【新開会長】 2人ほど、まだお見えになっていませんけれども、定刻になりましたので始めさせていただきます。第6回の保育審議会になります。

アジェンダにありますように、今回の審議事項、1つ目は、前回の3月26日、1カ月前になりますけれども、こちらのほうの審議内容の振り返りから入らせていただきたいと思います。

事務局のご説明、よろしくお願いいたします。

【事務局】 改めまして、こんばんは。先ほど話がありましたとおり、山崎が今日は失礼させていただきますので、かわりまして、赤尾から今日は説明をさせていただきますと思います。ちょっと緊張しております、突っかかる場所があるかと思うんですけれども、お手やわらかによろしくお願いいたします。

ご説明に先立ちまして、毎回同様、前回の議事録を皆様にご送付させていただいているかと思えます。その確認で、何かもしお気づきの点がございましたらと思いますが、いかがでございますでしょうか。

【新開会長】 郵送で議事録、送られていると思いますけれども、何かございますでしょうか。よろしかったですか。大丈夫だそうです。

【事務局】 ありがとうございます。それでは、議事録はこれで確認とさせていただければと思います。

では、今日の本題と申しますか、説明に入らせていただきます。お手元に事前に郵送させていただきました緑のパワーポイント資料、お持ちいただければと思います。前にも映しますので、どちらでも、ご確認しやすいほうで思っております。

めくっていただいて、2ページ目から、諮問事項の確認でございますが、毎回同様ですけれども、保育料の算定方式の変更、階層区分の細分化、その他ということで、今までご審議をいただいているところでございます。

前回、3月26日、どんなお話をしたのかを簡単に振り返りをさせていただければと思います。

第5回までに、皆様にいろんなご審議をいただきまして、方向性の骨子、まとめた4つほどに絞られてきたのかなというふうに思っております。新制度の施行に伴って、制度や算定方法の変更が生じる。それによって利用者負担額の変動というのは避けられないものだという事は共有できたのかなというふうに思います。

ただし、そうはいいまして、低所得者層であったりとか、たくさんのお子さんがある世帯については配慮というものが必要だろうということが2点目でございます。

3点目でございますが、これを踏まえながら、新しい利用者負担額、どんなふうを考えていくかというときに、やはり理論であるとか、一定の数式といったようなものに基づいて、公平に、かつ合理的につくっていくこと、市民に説明できる制度にしていかなければいけないというようなお話をいただいていたかと思えます。

4点目です。いずれ国モデルへのシフトというようなことも念頭に置きながら、年少扶養控除であるとか、多子の方への負担軽減といったことについては、どうやっていくかというのは考える余地が

あるというようなことが、これまでの審議の経過での骨子だったかなというふうに考えております。

そういった骨子を踏まえながら、第5回では、階層区分の設定方法等、詳しく試算のようなものをつくらせていただきました。事務局のそれまでにお示ししていた試算は、年収を推定するような方法で、それをもとに住民税額を対応させる年収推定法というような形での試算をこれまでやっております。そこに新しく竹内副会長によりまして順序プロビットモデルというような方法を教えていただきまして、この方法での試算ということも前回お示しをしたところでございます。

ただ、順序プロビットモデルのほうは、階層移動の影響について、所得階層の低い区分におきましては、少しそこは弱いところがあるよというような、弱点もあるということをお示しをいただいて、結果的には第6階層以下のところは、国制度における多子カウントの年齢制限が撤廃されているラインでございますので、ここは低所得者層であろうというふうにみなしまして、年収推定法のほうがより影響は少ないだろうと。それ以上のところは順序プロビットモデルという形で採用するのが一番フィッティングがよくなるだろうというような方向性を確認させていただいたところでございました。

その次の5ページでございます。②としまして、利用者負担額的设计のところなんです。先ほどのお話が階層の話、ここからが、右側の実際に払う額のお話になります。この額についても、弾力性というようなところで、どれぐらい階層が上がったときに額がどれぐらい上がるのかというような関係性を見て試算ができるというようなことで進めてまいったところでございます。今までの関係性、弾力性も、おおむね一定だったんですけれども、細かく見ていくと少しがたがたしている部分があったというような分析でした。

これを踏まえまして、その弾力性というのを、できる限り一定に近づけるように微調整をさせていただくのがいいんじゃないかということ、あわせまして、階層区分も1つ加える等々をさせていただいて、よりスムーズな曲線になるような形のグラフということの工夫をさせていただくという方法だったかなというふうに思います。

次のページです。そういった方向性でございましたので、それを踏まえて、竹内副会長に試作案をつくっていただいた、その試作案のご説明、前回させていただいたところでございます。特徴としましては、低所得者層への負担軽減だけでなく、高い世帯の階層設定も少しなだらかにつくらせていただいたというのが特徴の1つ目でした。

徴収額全体としては減収という形に、結果的にはなったところでございます。ここは私ども市としても、値上げをしようというような、今回の制度変更ではございませんで、低所得者世帯の負担軽減のためにということで、高所得者層の値上げを変更したわけじゃないよということは特徴として上げられたかなというふうに思います。

3点目です。市民税データのほうに切りかえるというような形で試作案をつくっていただきまして、利用者負担額算定の手続の簡略化ができるような試作案でございました。

それによって、4点目でございますが、従来の手作業による労働時間の削減といった効果が見込まれるというようなことで、これによって、職員のほうも、より緊急度の高いような案件であるとか、そういったものに注力ができるようになるというようなお言葉も、竹内先生のほうからいただいたところでございます。

7ページでございます。試作案につきまして、皆様からいろんなご意見をいただきました。1点目に関していただいたのは、今までの審議会の内容が反映されて、平等で理論的な試作案になったんじゃないかというお言葉をいただいたところでございます。

また、低所得者層に関しましては、激変緩和、あまり大きく影響がないような形にできまして、全体としても、上がり幅というのをご納得いただける範囲ではないかというご意見をいただきました。

3点目でございますが、国の定める上限額の基準を踏まえまして、市の利用者負担額の階層を設定するということが、やはりどうしても重要なポイントになってまいります。特に高所得者層、今回、少し上がる部分がありますけれども、国の上限金額を踏まえまして、これぐらいであれば納得できるだろうというようなところ、ご意見をいただいたところでございます。

全体としては、そういったご意見だったところでございますが、年少扶養控除の部分について、もうちょっと掘り下げてご意見、ご審議いただいたところでございました。

③から始まってしまいますけれども、今まで子どもの実際の人数でカウントをする審議会案というように、ずっと議論の中で上がってきたところでございます。子どもの実際の人数に合わせるもので、最もこれが公平ではないか、合理的ではないかというようなご意見で進めてきたところでございますが、分析の結果は、少し値下げの幅であったりとか、そういったところはちぐはぐになってしまうというような分析結果でございました。実際、決定係数というパーセントがあるんですけども、今までの階層のグラフと、新しくつくり上げた階層のグラフを、もし完全に一致すると100%になるというふうな決定係数、これが93%ということで、そこまで高くはないような数字になってしまったのかなということがありました。

全世帯の子どもの人数を数えるということもございますので、手間がかかるところも、この方法の欠点の一つだったかなというふうに思います。

そういったところで、全体として値上がりになるのを抑えるために、市の、労働時間ということが税金で賄われるという構図になるという、そういったご指摘もいただいたところでございました。

それに対しまして、①と②の、国モデルというものと、事務局案のモデルというもの、こちらの2つについて、またご意見をいただいたところでございます。

この2つ、実はいろいろ比較をしてみますと、先に2点目のところになりますが、国モデルと事務局案の額につきましては、最終的には大差がないんじゃないかというようなご意見をいただいたところです。大差がないのであれば、このどちらかがいいんじゃないかというようなご意見でございました。

1個戻りまして、1つ目の黒丸ですが、合理性の観点とか、多子世帯への影響というのがさほどないのであれば、国モデルでもいいんじゃないかというようなご意見もあったところでございます。

3点目です。この審議会です。いろいろご審議をいただいておりますとおり、その他の細分化であるとか、見直しも含んでいますので、そういったところでの影響の緩和というようなこともできれば、どちらのモデルであっても、うまいこと影響は少ない形で移行できるんじゃないかというようなご意見があったところでございます。

次の論点としまして、利用者負担額の細分化のところ、特に高所得者層につきまして、これはどの程度がいいんだろうかというような論点でも議論があったところでございます。試作案では0.25という形で高所得者層の弾力性を設定して、上がっていくような形で試作案をつくっておりましたが、これが0.25じゃ少し低いんじゃないかというようなご意見もあり、その場でも竹内先生のパソコンの中で、0.3にしてみてもどうか、もうちょっとやってみてもどうか、そういったことをいろいろやってみたところではありました。その中の、例えばなんですけれども、一番高い階層の方を、もし6万円というふうにさせていただいて、逆算をしますと、弾力性

は0.38ぐらいになるというような試算もありました。

そういったいろんな議論の中でどうするかということ、いろいろ議論もあったんですけども、極端な話、国の上限基準額までぐぐっと上げてしまうというのは、これはやはりちょっと望ましくないんじゃないかというようなご意見の中で、ちょうどいいところというのを、皆様にご納得をいただけるラインというのを探っていこうというような方向性でのご議論だったかなというふうに思っております。

次の11ページです。ここまでの前回の皆様の議論を踏まえまして、検討事項というのがこの3つかなというふうに整理をさせていただいてございます。実際に私どものほうにも、前回の議論の中では宿題としていただいているところとございまして、先ほど上げた国モデルというものと事務局案のどちらかだろうという意見があった中で、事務局としてはどちらのほうの方が今はいいというふうに考えているのか、そういった意見も聞かせてほしいということでの宿題をお預かりをしておりました。

また、そこには無償化との兼ね合いというのも絡んでくるだろうというようなことも、お話としてはあったかなというふうに思っております。ここは非常に関連深く連動するかなというふうに市としては思っているところとございまして、後ほど詳しく説明させていただければと思います。

3番目でございますが、利用者負担額の表の改訂のところ、特に高所得者層の金額をどこまでにするかということ、前回いろんな議論があったところとございまして、ここについても一旦事務局の意見というのはどういうものなんだろうかということをお預かりをしておりました。

以上、この3つの部分、宿題についての報告をさせていただいて、これがすなわち検討事項になるかなというふうに思っております。

12ページでございます。検討事項として上げました1つ目と2つ目、年少扶養控除の取り扱い、国モデルと事務局案と比較してどちらがいいというふうに事務局が思っているのかということ、それと関連して、無償化との兼ね合いのところについて、市として考えていることを今ここに整理させていただいております。

まず、1点目でございますけれども、年少扶養控除の国モデルのほうは、実際の子どもの人数にかかわらず設定をするというのが国モデルでございました。ただ、一方、当市におきましては、従来から子どもの人数に応じて、独自に控除、再計算ということをしてきた経過というところも踏まえなければいけないかなというふうに思っております。

そういったことも踏まえて、事務局案というのをこちらのほうで考えていたものがございまして、国モデルの2人という人数に、さらに多い方、3人、4人の場合には3から2を引いて1とか、4から2を引いて2とか、そういった方について、さらに年少扶養を追加したような控除ができるんじゃないかというのが事務局案でございました。

ただし、この上記2案、国モデル案と事務局案を、詳細に分析・試算を竹内先生にさせていただいたところ、結果的には3人以上の世帯が多くないということから、差が少ないということで、精査について一任されたというのが今までの経過でございます。

こういったことを踏まえますと、私どもとしては、利用者負担額における年少扶養控除の取り扱い、国モデルという形でベースにさせていただくのが一番いいんじゃないかということで、今、考えているところとございます。

国モデルの欠点といいますか、お子さんの人数が多い世帯に対しての配慮がもしかしたら不足してしまうかもしれないというようなことが欠点としてはあろうかと思っておりますが、ここについて、

実は無償化に関連して、東京都が新しい制度を今回発表してきました。この制度を活用することで、多子世帯への負担軽減というのは、実は図られるんじゃないか、国立市独自で何かをするというよりも、この都の制度を活用するというのが、実はよりよいんじゃないかということを考えまして、であれば、国モデルをベースにして、この制度の上に乗っけるという形が一番いいんじゃないかというのが、考えているところでございます。

今申し上げた都の独自制度というのは、別紙で、資料2として配付をさせていただいたものがお手元にあるかと思えます。認可保育所等を利用する多子世帯に対する新たな支援についてということで、すみません、これはちょっと前にないので、お手元の資料をごらんいただければと思えますけれども、一番上の四角囲みが、国の多子軽減支援の今の仕組みということでございます。国の多子軽減の仕組みでは、年収360万円以上の世帯であれば、第1子が小学生以上の場合には、第2子が保育園に通っていたとしても、そこは小学生以上のお子さんはカウントしないということで、ここに半額とか無償というような減免制度はございません。これ、10月以降、もし無償化が開始されたとしても、第2子が2歳であれば変わらないと。例えばですけれども、小学校1年生のお子さんと、2歳のお子さんがいた。2歳のお子さんが保育園に通っていたとしても、この2歳のお子さんは年収360万円以上の世帯であれば満額の保育料をいただくというのが国の制度でございます。

一方で、年収360万円を下回るような世帯の方であれば、このカウントの制限を外れますので、小学校1年生のお子さんが1人目、2人目が2歳のお子さんということになるので、2歳のお子さんは半額だよということが国の多子軽減の仕組みでございまして、少し年収の制限によって差が出るという仕組みになってございます。

これを、東京都さんのほうは少しここに不足があるんじゃないか、もうちょっと多子世帯を支援すべきじゃないかというふうに考えたようでございまして、その下の、新たな支援という四角囲みでございしますが、先ほど申し上げた年収360万円以上の世帯だったらこうだよという、その制限を外しまして、年収が幾らかにかかわらず、世帯の上の年齢のお子さんについても、ちゃんと人数としてカウントしますという制度になりました。年収にかかわらず、小学校1年生の子が1人目、2歳の子が2人目という形になりますので、2歳のお子さんは半額になる。さらにその下に第3子がいた場合には、この方は3人目以降は無償という形になるというような仕組みを、東京都、10分の10の負担でやるという制度を決めたところでございます。これは10月、無償化の開始に合わせて東京都はやりますよということを決めたという知らせが参りました。

こういった知らせが参りましたので、先ほど申し上げたとおり、かなり強力な多子負担の軽減策というふうに考えられますので、この制度を活用するということで、先ほどの国モデルの欠点のところは補えるのじゃないか、そうであれば国モデルをベースとするのがいいんじゃないかというふうにまとめたところでございます。

【池田委員】 東京都の支援の部分に、小学校以上というのは、上は18までみたいな感じなのですか。

【事務局】 年齢の上については規定がありませんので、例えば20歳でも40歳でも、特定被監護者だったかな、そんなような表現で要綱はつくる予定だということで、今、案のほうが来ているところです。今のところは20歳でも25歳でも大丈夫な制度になりそうな見込みです。

【池田委員】 それから、第1子が小学生で、第2子も小学生だった場合は、第3子は、この2子のところにスライドする……。

【事務局】 いえ、その場合には第3子扱いになりますので、無償になります。

【池田委員】 ありがとうございます。

【新開会長】 ほかにご質問は。

【事務局】 新しい制度のところなので、もし何かありましたら。

【新開会長】 この一番下の表のイメージのところの10万4,000円というのが満額だとして、現在はその半分以上を保育料として徴収している……。

【事務局】 はい。

【新開会長】 市区町村の独自軽減という、ここは何に当たる…。

【事務局】 この表で言うと、10万4,000円というのが国が定める上限の金額ということになります。現状と書いてあるところが、実際には大体半分ぐらい、5万円ぐらいの保育料を保護者からはいただいて、そうすると、残った5万円ぐらいは市が独自で負担をしているということになる、そういう意味での独自軽減というふうな記載でございます。

【新開会長】 そうすると、補助導入後は、都が半額を支払ってくれて、残りの5万2,000円の一部をまた国立市が負担するということですか。

【事務局】 さようでございます。例えばこれが、今現在徴収している保育料がもし5万2,000円だと仮定をしますと、最終的にその半分に、保護者の負担が半分になるようにというふうにしますので、一番下の四角で見ますと、現在の半額の保育料というところが2万6,000円になります。その差額の部分、2万6,000円のところについては引き続き市が補助といいますか、軽減をするという形になります。ただ、市の独自軽減の幅は現状のところよりも小さくなりますので、市の負担も、この東京都の制度によって減るということになります。

【新開会長】 ありがとうございます。

ほかによろしいですか。

続けてお願いいたします。

【事務局】 ありがとうございます。また何かありましたら、後でもご質問いただければと思います。

では、続けさせていただきます。

パワポのほうの資料に戻りまして、次のページです。検討事項の整理というところで、もう一つありました、3番目の検討事項、利用者負担額の改訂のところについての検討事項についてはどう考えるかという宿題の回答でございます。皆様にも当初からお話をしており、財政的な観点からということで、平成25年には財政改革審議会の答申として、この保育料の高所得者層の階層区分については応能負担ということで見直しをするべきだというようなご意見、ご指摘をいただいたところでございます。この際、財政改革審議会、もちろん財政のことを考える審議会ですので、お金のことについて着目をしまして、もし武蔵野市並みに階層区分が引き上がった場合、武蔵野市さんは、実は7万円、8万円、最高階層でとっているんですけども、そこまで引き上げた場合には182万円ほどの、年間、健全化効果があるというふうなことでございました。

ただし、今まで皆さんにご議論いただいておりますとおり、今回、値上げのための審議会ではございませんで、いろんな形でご審議をいただいた試作案の中では、大体50万円ぐらいの、年間、減収になる見込みということが示されているところでございます。

事は財政にもかかわってきますので、市の財政部局のほうとも、私ども、相談をさせていただきます

した。協議結果がその下に書いてある黒丸ですけれども、今回の試算は、近隣市との均衡についても考慮させていただいて、大きくほかの市よりも高くなるように、逆に低くならないようにというところで設定をさせていただいたところでございます。そういうような設定であればということで、結構的に減収となるのは、財政のほうとしても、これはしようがないだろうと。そのような意見をいただけたところです。

そういった協議結果も踏まえまして、下の四角囲みでございますが、今の説明の繰り返しになります。今回の審議会は値上げを目的としたものではなくて、算定方式の変更と高所得者階層の細分化等の検討を行うというような目的で行ってきたところでございます。

この改訂も、理論や一定の数式を用いて算出というような形でやってまいったところで、かつ、それに近隣市とか類団市の状況を踏まえて、少し均衡を考慮してという形で設計をして、前回お示したとおり5万6,000円ぐらいが一番上になっていたと思いますけれども、その額が導き出された。弾力性0.25によって導き出された結果であったと。

無償化の流れでありますとか、子育て支援を市としてもやっていきたいという、そういった施策も踏まえまして、利用者負担額は減収にはなってしまいますけれども、その方向というのはおかしいほどではないんじゃないかということ。算定方式を変更することによって、職員が手作業でやっていた部分が大きく減ると、そこの超過勤務の縮減ということでの財政効果は出てまいりますので、それでそこはペイできるんじゃないかというふうに考えておるところでございます。

説明が長くなりました。今までご説明いただいていた宿題への整理ということを踏まえまして、改めて、今回、試作案というものをつくらせていただいたところでございます。また、竹内先生のお力をおかりしまして、ほんとうにありがとうございます。おかりしまして、この後、図で少しお示しをさせていただきながらというふうに思っております。

あわせまして、その後でございますが、皆様にもお手元、送らせていただきました答申素案というものもつくらせていただいておりますので、これまでの議論を文書にまとめるとこういう形かなということでの素案の提案も、今回させていただいております。そういったところについても、この後のご審議の中でご意見をいただければなというふうに思っております。

【池田委員】 また東京都の支援のところに戻ってしまっして申しわけないんですけども、第3子が0から5歳まで無償ということは、結果的にもう0、1、2も無償ということになると解釈して…。今まで、無償化後は、3から5は無償だけれども、0から2は負担があるということだったんですけども、この表を見て、例えば第3子が0、1、2であった場合は無償になる……。

【事務局】 第3子が0、1、2歳であれば無償になります。ただ、例えばですけども、第1子が0歳の場合には、これは当然お金をいただきますので、なので、完全な無償化ではないですけども、たくさんお子さんがいる世帯に対しての支援にはなるのかなというふうに思っております。

【池田委員】 ありがとうございます。

【新開会長】 ご説明ありがとうございます。これまでの振り返りと、それから検討事項の整理ということで、多子世帯なり年少扶養控除の取り扱いについては、この新しい制度でカバーできるのではないかというご提案と、それから、利用者負担額表の改定についても、今回また新しく試作案をつくっていただいたということで、ここまでのところで、ご質問とか、確認しておきたいことはございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、試作案について、竹内副会長から、ご説明、お願いいたします。

【竹内委員】 副会長、竹内です。

ここに来て新しい制度が入るかもしれないということで、今、ご説明をいただいたところです。それで、事前に、私、伺っておりましたので、前回から皆さんにごらんいただいている、現行の状況で保護者さんが支払っている保育料と、仮に新しい制度を適用したときに出てくる新保育料と、どのぐらい変わってくるのかという分布図であります。タイトルがついているのがありますけれども、利用者負担額の改定についての検討（新都制度）というふうに、私の名前が入っているものです。

1ページ目に、下の3つの数字が若干違うんですけども、山の形は一緒です。覚えていらっしゃると思いますでしょうか。真ん中の388というグリーンの一番長い棒、これは大体1,470から1,480ぐらいの世帯があって、私が使えるデータは1,473名ですね、お子さんがいて、388人に関しては、新しい制度に移行したところでも、月当たりの保育料の差というのはプラスマイナス500円ぐらいにおさまるとい感じです。上に行くと、オレンジ色が値上がりという感じですね。下が値下がりになるであろうという感じですね。

先ほど、事務局でもありましたけれども、お子さんの数をどうするのかということで、現状のイメージだと、3人以上いる分に関しては、算定根拠となる住民税を安くすることによって、階層を下げ、負担額を下げるということを考えていましたが、都の新しい制度があるので、それはやめて、ページをめくっていただいて、2ページですね、プランAの新しい負担額表ですけども、国基準という、ここではとりあえず名前がついているやつですけども、お子さんの数はもう一切考慮しないという形でやっていると、こんな感じになるわけですね。どの辺が変わるかといいますと、やっぱり、結局、子供の数が多分、割り引いていた1ページの事務局案で、2ページは、子供の数が多くても割り引かないので、基本的には値上がり世帯が増え、値下がりが減るんですね。しょうがないですね、そうなるちゃう、という感じですね。

ただ、値上がりの要因として2つあって、階層そのものが上がってしまうというケースと、今ありましたけれども、上限金額ですか、4万9,500円というのを、いわゆる取っ払って、5万6,000円ぐらいまでやっていますので、その値上がりとはちょっと事情が違うということで、ごらんいただいているオレンジ色のほうのバーに、ちょっと濃いオレンジと薄いオレンジで分けていますね。これは値上がりは値上がりなんですけれども、濃いオレンジのほうは階層移動が起きちゃって、値上がりを軽減するであろうというシミュレーション、薄い部分が上限金額を4万9,500円ではなく、5万6,000円、7,000円にしたから値上がりした部分という形で、2種類に分けていますので、単に値上がりといっても、意図した値上がりと、意図していなくて値上がっちゃった部分、この辺は違いになります。

そこで、さらに3ページ目に行くと、これが都の制度ですか。とにかく第1子目、第2子目は、これは従前からずっと、何か理不尽なところ、ありましたよね。5歳児と1歳児がいたら、1歳児は半額なんだけれども、上に上がって、小学校に入った瞬間にいきなり倍になるみたいなのがあったんですけども、それがなくなるということで、こちらは、とりあえずいただいたデータで、基本的には第何子に相当するかということとを純粹にアプライすると、こんな感じ。ごらんいただけるのは、一番下のマイナス5,500円〜というところで、397、すごい出ていますね。これは要するに、基本、半額になったり、いきなり全額になる世帯が一気に増えますので、そういう点から激安といえますか、大きな値下がりを経験するであろうというイメージになっております。ほかの部分に関しては、やはり、どんな感じですかね。値下がりが増え、値上がりがある程度抑えられているのかなとい

う感じですかね。

値上がり分だけでも、平均をとると1,835円、月額ということなので、避けられないところかなと思います。

以上です。

【新開会長】 では、案について、ご質問、確認したいこと、ご意見等、いかがでしょうか。

そうすると、この3つの案の中の、新制度の最後の3つ目が最終的な、今回、案にしたらどうかという試作案と考えてよろしいですかね。濃いオレンジがとてま少なくなっている感じがしますね。

一人ずつ、何か一言、伺っていったほうがいいかな。

【福島委員】 東京都がすごくいい案を出してきてくれたなという気がするんですけども、それからすれば、それを使って、この程度の値上がりの人と、これだけのたくさんの人が値下がりするというのは、何かすごくいいかなという気がします。

それで、これとちょっと関係ないかもしれないんですけども、東京都の補助の中に給食費とか、そういうあれは入っていません……、今の段階では、まだ。

【事務局】 無償化後の給食費の……。

【福島委員】 国のあれだと、給食費は実費ということで、給食費をとるという話が出ているんですけども、もしかしたら、東京都だったら、そのあたりは出してくれるんじゃないかなという期待があるんですけども、その話は、ちょっと今、関係ないとは思うんですけども、まだその話が出ていないですか、そういう……。

【事務局】 無償化の関係の話でございますけれども、残念ながら、東京都さんのほうでも、そういった予算で支援をするという話が出ておりません。

【福島委員】 これだけでも結構すごいかなという気がします。

【事務局】 ありがとうございます。

【佐藤委員】 新たな支援を活用できるということで、新しいプランを見ている中では、下がってくる人が多い。上がってくる人たちが納得できるような仕組みで、この間、出していただいたような根拠で、そこがちょっと納得していただけるようなものになっているんだったらいいんじゃないかなと思っています。

【江角委員】 子育てをされる保護者の方の金銭的な軽減があれば幸いだと思っています。

【中村委員】 東京都のプランを利用して、うまくまとまったなと思います。以上です。

【古本委員】 今まで協議してきた内容はさておきというか、新都制度があまりにも衝撃的というか、インパクトが大きかったので、それと、まだ頭の整理ができていないんですけども、この新制度だけ見ると、これですごく納得感が出ちゃって、先ほどおっしゃっていたように、確かに上がっている方の納得感があとは得られればそれだけかなという感じはします。

【池田委員】 無償化が入りまじっていて、何か落とし穴があるというか、何かはめられているような気がしてしまうんですけども、都の食材費の補助、都単がなくて、市単を考えるとかということはないのかなとか、市単がなくて負担が出る場合というのは、またどこかで公定価格を定めなきゃいけないということとかも出てくるのかしらというのと、あと、やっぱりどうしても気になるのは、ここの東京都の補助の中で対象になってくる人たちが、やっぱり保育園に入れている人、いわゆる無償化の対象になっている人たちが対象というふうになってしまうと、入れなかった人との格差ということをどういうふうと考えていったらいいのかなというのを、すごく考えさせられてしまいまし

た。

【新開会長】 皆さん、この新制度の、新しいプランということにはおおむね賛成の方向だということが確認できたかと思えます。

値上がりする人の納得度というところについては、いかがですかね、保護者の立場から見て。ほかの、今までのプランよりは、値上がりの人も数的には減っているということがわかるかと思うんですけども、1つは今まで高所得者層から、一律に上がらないままに来ていたという、そこは見直してほしいということが前回のところでも出ていたところなので、そこで適正化したということが背景にはありますので、それが薄いオレンジですよ。

【池田委員】 もう一度、確認なんですけれども、プランA新都制度のところ、値上がりする人たちというのは、やっぱり高所得の細分化というのが基本的には中心で、低階層というか、所得の低い人たちの中でここに入っている人の割合とかという……。

【竹内委員】 お答えします。

前回の資料の、実は7ページ、表6にあるんですが、今、読み上げますけれども、基本的には、国はざっくり8階層があって、年収が260万未満ですと、平均額ですから、そういう皆さんに焦点を合わせると、マイナス238円、ちょっと正確な数字じゃないですけども、ほとんど一緒なんです。今日の資料の2ページ目の図の話をさせていただいたほうがいいですか。今、3ページの話をしたと思うんですけども、2ページでも基本、あまり変わらない。まず2ページの話をしていただいて、これから都の制度でぐっと値下がり起きるわけです。基本、2ページで、前回のおさらいですけども、年収260万未満ですと、月当たりマイナス238円、これは実際はもとから、多分ゼロ円の方が多いので、値下がり自体がそもそも起きていない。260から330万円推定年収の皆さんは、月当たり3,450円値下がり、330から470万円、月当たりマイナス2,637円、470から640万円ですとマイナス2,150円、640から930万円が444円値上がり、930万円から1,130万円ですと1,102円値上がり、1,130万円以上ですと月3,318円値上がりで、全部ならずとマイナス108円値下がり。ですので、ご懸念の点、つまり、これは平均値ですけども、値上がりを経験するのは、基本的には年収で言う900万円以上と言うイメージなので、そのところは大丈夫かなとは思いますが。

【新開会長】 よろしいですか。ほかにはいかがでしょうか。

では、方向性としては、このプランA新都制度、再現率は57.48と、ちょっと低くなっているけれども、よりよい、低くなっている数字で、100に近いほうが一致が高いということでしたけれども、この案でということで、審議会の結論ということでよろしいですか。

それでは、表はまだ出てこないんですね。最終的に……。

【竹内委員】 皆さん、私のほうであまり勝手に進めるようなことはしたくないんですけども、プランAと書いたのは、前回お示した負担額表というのがきつとあって、それをそのまま使っているような、新しいのはないんですが、ちょっとマイナーなところなんですけども、本筋とは若干ずれますけれども、3歳未満児、3歳以上のお子さんということで値段表がそれぞれ違うことになっています。事務局のほうにも、調べてみたところ、3歳未満児と3歳以上のお子さんの料金の決め方というのは、必ずしもかつちりした決め方がないそうで、現状、私が見てみますと、かなり整合性のとれない割り引き方といいますか、3歳未満児のほうが値段が高いと、3歳以上のお子さん、値段が安いんですけども、それはどの程度安くするかで見ると、場所によっては60%ぐらいになっていたり、場所に

よっては50%だったり、45%だったり、かなりまちまちなところはあります。あまり大きく手は加えないんですけども、例えば49.1%とか、そういう数字があるので、この辺はちょっと、もし根拠がないのであれば、50%に足並みをそろえたほうが、今後、また変えていくときにやりやすいのかなと思います。多分、変更額はほんとうに数百円程度になるかと思うんですが、これは事務局と相談の上、無理のない範囲で末尾をそろえるぐらいはやらせていただいてもよろしいでしょうか。よろしいですね。決して大きな変更ではないはずです。

すみません。よろしくお願ひします。ありがとうございます。

【新開会長】 それは、案が出てきたときに、例えば2号さんと3号さんを比較して、2号さんに対して3号さんが何パーセントかというのが、何かどこかこっちに出てくるような表にできますかね。

【竹内委員】 もちろん。

【新開会長】 そうしたら、何、1みたいなのが、きれいにここは何パーセントで計算しましたというふうにして、見える化してということ。

【竹内委員】 ちゃんと見える化して、どういう状態かが見える状態。

【新開会長】 そういう作業も入れさせていただくということ。

【竹内委員】 もちろんです。

【新開会長】 では、そういうことで、最終的にそういう方向でもっていきたいと思います。

もう一つ、答申の作成に向けてということで、今回、答申案を事務局のほうで作成してくださいました。これについて何かお目通しいただいたり、何かご意見とか、今、ちょっと、あまりゆっくり見られていない委員の方々もいらっしゃるかもしれませんが……。

【事務局】 もしよろしければ、さらっとこちらでご説明を。

【新開会長】 お願いします。

【事務局】 そうしましたら、少しかいつまんで、答申素案の概要をご説明させていただきたいと思ひます。

また前のものはございませんので、お手元のものをごらんいただきながらと思ひます。

めくって、目次があって、答申にあたってというところでの初めのところですね。諮問事項をここで振り返っているような形になります。少し数字が入っていないのは、何か月とか、何年何月というのは、これは最後に決まってくる、入るところでございますので、一旦ここでは空欄にしてございます。

3ページからが本編です。まず、1番としまして、今回の諮問の大きなところの利用者負担額について、基本的な考え方ということで進めてございます。まずは背景ということで、子ども・子育て支援新制度が始まったときの情勢から少し説き起こして、簡単にその辺の流れをおさらいするようなのが(1)番でございます。特に前回の審議会において、国立市で従前どおりの所得税をベースにして算定をすとした、そのときの審議の理由と、その審議会でも、最後に改めてさらなる審議を進めてほしいというような付記がございましたので、そういったところの締めくくりに言葉を引用させていただいて、背景というふうにしてございます。

そういった背景の中で、(2)に進みまして、国立市が今抱えている利用者負担額に関する課題ということ説き起こしているのが(2)でございます。まず1点目としては、市として使用料等の定期的な見直しというようなことを条例のほうで決めておりまして、ちょうどその期間に当たるよということ、そういったことも踏まえての、今回の審議、諮問ということになっておったかなと思ひてご

ざいます。もちろんお金のことに関係しますので、財政的な観点ということも、その次の段落には入れてございまして、先ほども少し触れました、財政改革審議会の答申といったお話、またそれを踏まえました市としての財政の方針ですね、財政健全化の取り組み方針・実施細目といったところに、今回の諮問にかかわる課題として書かれている言葉をここで引用させていただいてございます。

そういった財政面からのお話と合わせまして、(3)のところでございますが、2号認定、3号認定の方の利用者負担額について、その算定の方法と問題点というところで、問題意識として、皆様と共有させていただいたことを書いてございます。具体的には、国のほうは住民税ベースで算定をしているところ、国立市では以前と同様に所得税ベースで算定をしてきていることで、当時はその形でということでのご審議で、審議会での結論でございましたが、現在に至りましては、少しそこについて差が大きくなってきているよというようなことを、ここで問題点として書かせていただいております。

そういったようなもの、基本的な考え方を踏まえまして、2番の審議経過でございます。ここは皆様と一緒に進んできたところを、少し書き起こしている部分でございますが、まずは(1)としまして、利用者負担額の考え方ということでまとめてございます。これは、国のほうがどのようなモデルケースを持って国の利用者負担額の上限というものを決めたかというところの振り返りが(1)に記載がございます。その中で、(2)年少扶養控除というものをどんなふうに検討してきたか、特に国立市は多子の世帯について、その負担の軽減をということで、ここについてはいろいろ考えてきたところがございますので、特記して年少扶養控除の検討がどうなっていたかということに触れてございます。

国のほうでは2人分ということで考慮してきた、先ほどから国モデルというふうに申し上げている内容でございます。ここについて、今まで市では独自に再計算をしていたよということを振り返りながら、今後これについてどうすべきかということをお客様と検討してきたというような経過をここで記載してございます。

(3)のところは、階層の細分化についての審議経過でございます。現在の階層分布を踏まえながら、所得税ベースから市民税ベースに切りかえる、そういったことをするとき、階層の変動であるとか影響をなるべく少なくするための方策として、細分化についての検討をお客様としてきたというようなことを記載してございます。

加えまして、高い階層のところですね。応能負担の観点から、そこについての見直しも、今回、見直しというか、精査をさせていただいたということが書いてございます。

(4)は、算定方式の具体的な検討及び試算の分析ということで、かなり前の話になると思うんですけども、一番初め、2回目ぐらいのときだったでしょうか。現行の分布を維持して階層を決めるといったような案もあるよということをお客様からお示しをさせていただいて、それと、変換式に当てはめるといった方法とどっちがいいんだろうということをお客様と検討してきたところがございます。そのときのご意見の振り返りでございますが、方策Aというふうにここでは書いておりますが、現在の分布を維持して階層を決めるほうにつきましては、デメリットが目立つんじゃないかというようなことで、皆様のご意見、まとまったのかなというふうに考えてございます。

一方、方策Bのところですね、変換式を当てはめて何かをするということにつきましては、どうしても、ここ、利用者負担額の増減が出てしまうだけだけれども、それは致し方ない。ただし、この変換式というような形で、一定の説明がつく形というのが、やはりいいんじゃないか。これをベース

にしながら多子を手厚くするというような工夫を考えていこうじゃないかというようなことでの話がございました。結果的に方策Bのほうを進めていこうということで、議論が進むところでございます。

この方策Bをもとにして、表2にございますが、いろんな試算を事務局としてもさせていただいて、皆様と分析を行いました。年少扶養控除、2人分を考慮して変換をする試算アであるとか、それをベースとしながら、プラスアルファである、さっき事務局案というふうに申し上げたようなイであるとか、さらに、ウとして、全員のお子さんについて考えるというようなパターンについても、これは事務局のほうでの検討の中で、こういうようなことでお示しをさせていただいて、分析を進めたところでございます。この辺は、結構、3回目ぐらいの話だったので、ちょっと遠い話なのかもしれませんがけれども、そういったような分析を踏まえる中で、(5)のところ、さらに分析を進めて大きな変動がないような措置・方策についてということで、精査を重ねてまいりました。

このあたりから、少し専門的な範囲で難しくはなるんですけども、8ページのところ、少し飛びまして、3段落目のところに、順序プロビットモデルというのが出てまいります。このあたりが竹内先生のお力もおかりして、数式というか、理論といたしますか、そういったものを活用してあいつた審議をしてきたというようなことの経過の説明でございます。今まで事務局がしてきた試算、先ほどの、一個前のア、イ、ウという表のほうは年収推定法という形でやっておったところ、それに加えて順序プロビットモデルというものを採用していくことで、よりよくなるというようなことでの議論の進みだったかと思っております。最終的には、これは今日の内容にも踏み込んでまいります。その折衷案、ミックス型というような形で提案をさせていただいて、それが審議会で整理をした一定の数式に基づいて説明できるものが望ましいということ、加えて、多子世帯とか低所得者層への配慮をするという、実は少し矛盾するところもあるようなこの2つを、うまく取り入れた案ということになったんじゃないかというような議論の進みであったということ述べてございます。8ページの5段落目のところがそういった説明でございました。

6段落目のところから、利用者負担額の設計についての見直しというところで、高所得者層の皆様のご負担の見直し、応能の原則というところについて、弾力性を用いて検討を進めたということ記載してございます。弾力性モデルを用いることで、恣意性の排除、勝手に、とりあえず何万円ぐらいかなというふうに決めたんじゃなくて、数式に基づいてそれを検討したよというような形をとることができるというものだったかなというふうに思っております。

ここが、物差別的には、この設定については、近隣とか、類団の、市の状況を踏まえた上での均衡も考慮した設計というふうになってきたかなというところでございます。

最後の段落ですが、審議会として検討を重ねていただいた結果として、こういったような方法での方向性が望ましいということ、今日確認できたのかなというふうに考えてございます。

9ページ目の(6)でございますが、多子世帯とか低所得者層等に対する配慮というところで、どんなことを審議して、どういうふうになったかというところでございます。年少扶養控除というところで議論の、審議会の冒頭のほうではずっと進んでまいりました。これが、ほんとうは税制改正のほうでは、かなり前、平成22年度には廃止をされていたところでございますが、そのときには、実は当時の子ども手当、今で言う児童手当が手厚くなることで、そこを補完していたというようなご意見も出されたところでございます。そういった中で、国のほうは、国モデルというのは、実際の子どもの人数にかかわらず、2人というふうな形で変換をして、そこから先、子どもの人数は考えないということをやってきたところですが、これは繰り返しになりますが、国立市では、従来から子どもの人

数に応じての独自の控除ということをしてきた、そういった経過がございました。

そういった経過も踏まえまして、審議会の中でも、多子世帯についての配慮というのはメインのテーマの一つだったかなというふうに思っております。国モデルがいいのか、それとも事務局案がいいのか、あるいは審議会でご検討いただいた、全員、1人でも2人でも、その人数をちゃんと反映するという方法がいいのかということをいろいろご議論いただきましたけれども、最終的に、この(6)の3段落目に書いてありますが、最後の行ですね、いずれでも大きな差異がないため、利用者負担額の算定における年少扶養控除の取り扱い、国の示すモデルをベースとするということが、今日、確認をさせていただいたのかなというふうに思っています。

ただし、としまして、4段落目ですが、多子世帯等への新しい支援については、東京都の独自制度がございましたので、これを活用することによって、市で独自の控除をしなくても配慮ができる、これがあるからこそ国モデルにできるというような今日のご議論もありましたので、そういったようなことをここで書き加えてございます。

書いていないんですが、つけ足しになりますけれども、前回の保育料に関する審議会の中でも、当時の都や国の制度では、やはり多子への負担軽減をとる策というのは足りなかった、不足をしていた。だから、それをやりやすい所得税のほうで国立市はずっといこうというふうにやっていたというような経過が、前回の審議会の答申にも残されてございます。ただ、今回、東京都の独自制度ということで、こういった新しい制度を示されたということ踏まえて、今回、これを活用するというような方向だったのかなというふうに理解しているところです。

3番として、最後、まとめのところに当たりますが、提言というふうになってございます。この利用者負担額の算定方法の変更、もしくは階層区分の細分化という諮問事項に対しまして、ここまで述べてまいりました基本的な考え方、その方法を踏まえて、以下の点に十分留意して進めるように、審議会として提言をするというような書き方でまとめになってございます。

1として、現行の所得税ベースから市民税ベースへの切りかえということで、その方向性をお示しいただきました。これによって、従来よりも公平性の確保が高まるというようなことの記載がございました。

また、10ページ目の冒頭でございますが、事務手続の簡素化ということについても触れるような素案というふうにさせていただいております。年少扶養控除についても、ここでもまとめてございますので、再度触れて、このような表現にしております。

方向性2の、利用者負担額階層の細分化につきましては、今までのご議論を踏まえて、結果としては別紙のとおりにするのがいいんじゃないかというふうなご提言というふうな形でまとめとさせていただきます。

最後に、これは毎回恒例ではございますが、答申の「おわりに」ということで会長に一言いただきたいということを思っております。そのような形での素案、ただここは最終的なところに載ってくるものでございますので、空欄になってございますが、最後はそこが加わって答申という形でいただくような流れになってこようかなと思っております。

先ほど申し上げた別紙というのは、今日の議論を踏まえて、最終的な改定が必要になってまいりますので、ちょっと掲載はしてございません。おおむね前回の審議会での資料にありましたプランAの、あの形が一番近いものになってくるところでございますが、そこに、最後、少し、今日の議論を踏まえた手が加わって、それが1枚ここに挟まるというような形になります。

11ページ以降は、参考資料という形で諮問書をつけさせていただいたのと、審議会の設置条例、また、委員の皆様の名簿、そして審議経過、資料4のところでは、これは簡単なものですが、第1回が何月であって、どこでやったよというようなことを改めて資料として添付をしているというような形で、答申の素案ということでつくらせていただいたところでございます。

【新開会長】 ありがとうございます。

それでは、流れについて説明していただきましたけれども、ここにはこういうことを加えたほうがいいのではないかとか、ご意見などございましたらお願いしたいんですけども。

4ページに図を入れるかという、ここは何でしょうか。

【事務局】 ここも実は中での検討が残ってしまったんですけども、ほかの市の答申を見ますと、保育の経費が、この4年間、どういうふうに変化してきたかというような図を入れているような市がありました。そういったことももしあったら、答申を読んでいただく市民の方もわかりやすいのかなと思って、検討をした次第でございます。ただ、入れるべきなのかどうか、結論が事務局のほうではちょっとまだ出せていませんで、一旦こんなような形での記録が残っている、そんな形でございます。

【池田委員】 審議会自体、やっぱり保育料というふうにはなると思うんですけども、同じ子育てをしている人たちという、幼稚園の関係とか、何回もしつこいんですけども、それ以外の無償化の対象にならないとか、あと幼稚園とか、そういった方々を見ていく中で、やっぱりこの先、また課題なのかなというところは、どんなところがあるのかというのを伺いたいなと思ったんです。

【新開会長】 事務局のほうへのご質問ですか。

【事務局】 課題として、先ほども出ていました給食費の問題が、多分、言われているところです。国立市においても、そここのところは、はっきりとした方向性というのは出しておりません。各自治体の情報収集をするなり、動向を見ている中で、国立としてどういうふうな選択をしていくかということですが、根本的にあるところは、やはり3から5が無償化になったときに、幼稚園のほうは、いわゆる給食費は実費で負担をしています。そこの部分ですよね。ほかの、いわゆる一般の持ち出しというんでしょうか。例えばバス代は、あるないがありますけれども、教材費だとか、そういうところのバランス、給食費というところがやっぱり大きな課題になってくるのかなと。そここのところを、両者を比較したときにどういうふうに見ていくか。

また、基本は就園奨励費ベース、幼稚園のほうは30万7,000円、割ると2万5,700円ぐらいの金額で無償化になっていきますけれども、東京都の今までやっている保護者負担軽減の補助金というのは、今のところ、全くその動向が見えてこない中で、これまで市が持ち出しでやっている、いわゆる上乘せ部分ですね、そのあたりをどういうふうに取り扱うだとか、課題というのはまだまだございます。ただ、これは今回の審議の中身とはちょっと違いますので、並行して、これは東京都等の動向も見ながら考えていかなきゃいけないところかなというふうに思っております。

【新開会長】 ほかにいかがでしょうか。

算定、階層区分の細分化のところで、最後に竹内先生からご提案のあった、ただ階層を細分化するだけじゃなくて、根拠あると申しましょうか、一定の数式に基づく説明可能な算式というような、そのあたりの工夫も我々の審議会で、今回、改定に、方向としてはそういうこともしたということも、どこか書き加えるといいのかなというふうに思いました。細分化について審議してくださいと言われてただけけれども、それプラス、何とか方式とか、いろんな方法でということも入れていただけたらいい

いかなと思います。

【事務局】 わかりました。ありがとうございます。

【新開会長】 いかがでしょうか。

私のほうからお願いなんですけど、先ほどから「おわりに」を私に書けというのが来ていますけれども、私個人ではなく、審議会という会なので、ぜひ皆さんから一言ずつ何かいただけたら、それを私がまとめて書くのはできますけれども、一緒にやってきて何だかんだ振り返って、それぞれのご意見をいただけたら大変ありがたく思います。今回の審議会では、最終的に委員の方々からこのようなご意見をいただきましたという形で書けたらうれしいかなと。お願いいたします。それは次回までに、何かメモでも。

今後の……。

【事務局】 次回というのを、もう一回、実は考えてございます。この後、今後の予定で説明をしようとおっしゃったんですか、今日ここで答申の素案ということで、皆様に見ていただいて、ご意見をいただいているところです。この後も引き続きいただければと思っておりますが、いただいたご意見を少し修正をさせていただいたものを、パブリックコメントということで、市民の皆様にも見ていただくタイミングが必要になってくると思っております。また、そういった中の一環として、市民の代表たる議会のほうにもご報告ということ、同じくこれも必要なことかというふうに思っております。そういったものを踏まえさせていただいた上で、最終的に答申の確認ということになるかと思っております。第7回というのも、またもう一度、皆様にお越しいただいて、お願いをしたいというふうに思っているところです。5月か6月ごろというふうに記載してございますが、6月末ぐらいになるか、もしかしたら皆様のご予定の調整の中で7月にずれ込むようなこともあるかもしれませんが、その後の9月議会には条例を改正させていただいて、2020年、令和2年度から新方式というようなスケジュールを描いてございますので、そこに間に合うようにはすると、ちょうど6月末とか、7月頭というふうなところが最後のあれになるかなというふうに思っております。もう一度、これを直して、さらにパブリックコメント等でいただいたご意見をどう反映していくかというようなことをご審議いただくための審議会を、最後にもう一度お願いをしたいというふうに、今思っているところです。

【新開会長】 ありがとうございます。というスケジュールで、では、今回のこの方向性は、この素案の方向でよろしいということでしょうか。今あったように、パブリックコメントなどで、今日、お休みの委員の先生方もいらっしゃるの、また何かご意見があれば、事務局のほうに言っていただいて、最終的な答申が出る、第7回で決定するということですかね。

【事務局】 はい。この文章も、少し直さなければいけないようなところもありますし、誤字脱字というのもあるかというふうに思いますので、さらに、今いただいたご意見も踏まえて、最後といいますか、素案から案にする調整を、お認めいただければ、会長、副会長と、私ども事務局のほうで進めさせていただきたいと思っております。それをもってパブリックコメントをとらせていただいて、その意見をどうするかということ、最後の会で議論させていただきたいというふうに思っております。

【新開会長】 皆様のほうから、ご質問、ご意見、ないでしょうか。

それでは、「おわりに」に書きたいコメントは、どうやっていただければいいですか。

【事務局】 今、会長からそういったお話がありましたので、第7回に向けて、皆様、考えてきていただいて、事務局のほうで、少しこういう紙なりを示しますので、書いてきて、取りまとめ

て、7回で示すというような形でよろしいですか。

【新開会長】 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

【事務局】 そういった形で、第7回に向けての出席依頼のときに紙を送らせていただきますので、ご協力のほど、よろしく願いいたします。

【新開会長】 お願いいたします。

それでは、ほかに何か。

【竹内委員】 竹内です。

先ほどごらんいただいた資料1ページ目、前回のからコピーしたつもりなんですけれども、数字の、最後、下にあるマイナス167とか、1781の、この3つの数字、ちょっと違っているような。すみません。差しかえていただいて、ウェブサイトに出すときには、そっちのほうでよろしいですか。マイナス108、1973、1997という、前回のにはあるんですけれども、それもコピーするときに間違えちゃって、申しわけありません。

【新開会長】 1ページ目の一番下の3つの数字が、ミスがあるので……。

【竹内委員】 それを変えたものをウェブサイトに上げていただいてもよろしいですか。

【新開会長】 ウェブに上がったものでご確認いただくということですか。

【事務局】 恐れ入ります。左から、マイナス108の次は。

【竹内委員】 1973、次が1997、これでいいはずです。

【事務局】 承知しました。

【竹内委員】 ちょっとそれも確認させてください。

【事務局】 後で確認させていただいて、最終的なものはウェブサイトのほうでということでございます。ありがとうございます。

【新開会長】 では、最終的な数字は、今日の資料は仮のものであってということで、よろしく願いします。

では、今日はこれで、また次回、引き続きよろしく願いいたします。ありがとうございました。

【事務局】 すみません、1点だけ、今後の予定の補足をさせてください。

第7回、最後、答申案を確認いただいて、答申というふうにさせていただくということを申し上げました。答申、完成しましたら、最後、市長のほうに会長から答申をお渡しいただくというようなセレモニーが予定されてございます。また、その旨、皆さんにご案内をさせていただきますので、ご出席いただければ大変助かります。どうぞよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

【新開会長】 ありがとうございました。

— 了 —